

令和 8 年 1 月 27 日 開会

令和 8 年 1 月 27 日 閉会

令和 8 年（2026年）第 1 回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和 8 年（2026年）第 1 回紀北町議会臨時会会議録

（ 第 1 号 ）

令和 8 年 1 月 27 日（火曜日）

令和 8 年（2026年）第 1 回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和 8 年 1 月27日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応 招 議 員

1 番 西 村 友 一

2 番 脇 昭 博

3 番 宮 地 忍

5 番 大 西 瑞 香

6 番 原 隆 伸

7 番 奥 村 仁

8 番 樋 口 泰 生

9 番 太 田 哲 生

10番 瀧 本 攻

11番 近 澤 チヅル

12番 入 江 康 仁

13番 家 崎 仁 行

14番 平 野 隆 久

不応招議員

4 番 岡 村 哲 雄

令和8年第1回紀北町議会臨時会議事日程 令和8年1月27日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
第 5	議案第2号 汐ノ津呂排水機場建屋建築工事請負契約の締結について
第 6	議案第3号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第7号）
	閉 会

令和8年（2026年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

招集年月日 令和8年1月27日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和8年1月27日（火）

出席議員

1番 西村友一

3番 宮地忍

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

10番 瀧本攻

12番 入江康仁

14番 平野隆久

2番 脇昭博

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

欠席議員

4番 岡村哲雄

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
総 務 課 長	水 谷 法 夫	財 政 課 長	上ノ坊 健 二
企 画 課 長	上 村 毅	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	危機管理課長	家 倉 義 光
海山総合支所長	玉 本 真 也		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

2 番	脇 昭 博	3 番	宮 地 忍
-----	-------	-----	-------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和8年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、4番 岡村哲雄議員から家族の通院介助のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、本日の会議において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和8年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年1月27日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|----------|---------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第5 議案第2号 | 汐ノ津呂排水機場建屋建築工事請負契約の締結について |
| 第6 議案第3号 | 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第7号） |

以上です。

日程第 1

入江康仁議長

それでは、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2 番 脇 昭博議員

3 番 宮地 忍議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 1 月 21 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、執行部からの議案3件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和7年度11月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4～日程第6

入江康仁議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

本議案の審議に当たっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号から日程第6 議案第3号の3件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案３件については、一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第１号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和７年度紀北町一般会計補正予算（第６号）を専決処分したので、同条第３項の規定により、議会にこれを報告し承認を求めるものであります。

議案第２号 汐ノ津呂排水機場建屋建築工事請負契約の締結についてであります。汐ノ津呂排水機場施設の建屋を建築するため、令和８年１月８日に入札執行した汐ノ津呂排水機場建屋建築工事請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第３号 令和７年度紀北町一般会計補正予算（第７号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億6,658万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億5,606万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上３件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

入江康仁議長

まず、議案第１号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第１号の内容説明をさせていただきます。

議案書の１ページをご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和8年1月27日提出

紀北町長 尾上 壽一

続いて2ページをご覧ください。

専決第1号 専決処分書

令和7年度紀北町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月19日

紀北町長 尾上 壽一

それでは、令和8年1月19日に専決しました予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度 紀北町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,636万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億8,948万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正につきましては、令和8年2月8日執行予定の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う経費を急遽予算計上する必要性が生じたため、専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明をさせていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第3項・委託金、第1目・総務費委託金1,636万4,000円の増額は、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う委託金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第2款・総務費、第4項・選挙費、第6目・衆議院議員選挙費は1,606万4,000円を補正す

るものでありますが、衆議院議員選挙執行事業は、報酬や職員手当、事務用品等の需用費や電算事務委託料等、選挙執行に要する経費でございます。

第8目・最高裁判所裁判官国民審査費は30万円を補正するものでありますが、最高裁判所裁判官国民審査執行事業は、事務用品等の需用費と集計機器の設定手数料で、国民審査に要する経費でございます。

8ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、その他の特別職で報酬217万9,000円を増額し、補正後の総額としましては、1億4,937万7,000円となります。

9ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内訳につきましては職員分から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

職員手当520万7,000円を増額により、補正後の総額としましては13億6,183万7,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、11ページをご覧ください。

報酬230万9,000円を増額により、補正後の総額としましては7億2,999万4,000円となります。

戻りますが、9ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は751万6,000円を増額し、20億9,183万1,000円となります。

12ページをご覧ください。

増減額の明細であります。職員手当520万7,000円を増額は、衆議院議員選挙による増額でございます。

以上で、令和7年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

続いて、議案第2号の内容説明を求めます。

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

それでは、議案第2号 汐ノ津呂排水機場建屋建築工事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 汐ノ津呂排水機場建屋建築工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 汐ノ津呂排水機場建屋建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 億960万4,000円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町島原1009番地

株式会社 平野組

代表取締役 平野 金人

令和 8 年 1 月27日提出

紀北町長 尾上 壽一

提案理由

汐ノ津呂排水機場施設の建屋を建築するため、令和 8 年 1 月 8 日に入札執行した汐ノ津呂排水機場建屋建築工事請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

まず、汐ノ津呂排水機場整備工事につきましては、令和 7 年度が最終年度の計画となっており、工事施工箇所につきましては整備工事（その 1）の上にポンプ等を設置するための建屋を建築することから、工事名を建屋建築工事とさせていただいております。

また、排水機場施設の安全対策等を兼ねた外構工事も併せて実施いたします。

それでは、工事内容を説明させていただきます。

議案書の 4 ページをお願いいたします。

資料 1 といたしまして、工事費、工事概要、工期についての説明となっております。

まず、工事費であります。請負金額が 1 億960万4,000円であります。これは工事価格の 9,964万円に、10%の消費税996万4,000円を加えたものであります。

一般競争入札により建築工事業者 1 者の参加があり、株式会社平野組が落札いたしました。予定価格 1 億960万4,000円に対する落札率は100%であります。

次に、工事概要でございますが、建築工事の主な工事内容につきましては、まず、建築工事の本体工事でございますが、仮設工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、建具工

事ほか、外構工事につきましては、メッシュフェンス設置工事、構内舗装工事ほか、電気設備工事につきましては、電灯幹線設備工事、電灯コンセント設備工事、機械設備工事につきましては、換気設備工事となっております。

工期につきましては、議会の議決の日から令和8年8月24日までを予定しております。

議案書の5ページをお願いいたします。

資料2であります、汐ノ津呂排水機場建屋建築工事の工事費と工事概要の設計概要でございます。

まず、工事費に関しましては、設計金額は、請負金額と同額の1億960万4,000円であります。設計金額は、工事価格の9,964万円に10%の消費税996万4,000円を加えたものであります。

続きまして、工事概要に対する工事価格でございますが、建築工事の本体工事に対する工事価格は8,192万5,000円、外構工事に対する工事価格は1,643万5,000円、電気設備工事に対する工事価格は118万2,000円、機械設備工事に対する工事価格は9万8,000円で、合計で9,964万円でございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

資料3の配置図でございますが、青色表示の部分が建屋を建築する箇所、斜線の部分が舗装工事箇所、点線の部分がフェンスの設置箇所、扇型の部分5か所が門扉の設置箇所となっております。

議案書の7ページをお願いいたします。

資料4につきましては、排水機場建屋の平面図及び屋根伏図で、平面図の左側からポンプ、自家発電機、中央に操作盤の設置箇所となります。

また、屋根伏図は、建物の屋根面を上空から見下ろした状態を表した図面で、右側のトップライトの部分が取り外し可能となっており、この部分から排水ポンプの搬入を行うことができます。

議案書の8ページをお願いいたします。

資料5につきましては、排水機場建屋の立面図及び断面図で、建屋の東西南北の立面とポンプ室の断面を表しております。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案第3号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第3号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,658万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億5,606万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月27日提出

紀北町長 尾上 壽一

それでは、補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書で説明させていただきます。歳入予算から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金2億1,425万7,000円の増額は、地域生活応援商品券事業（補正分）に係る国庫補助金でございます。

第17款、第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金1億5,000万円の増額は、ふるさと寄附金（納税）推進事業に係る寄附見込額が4億8,000万円と、予算見込額を大きく上回る見込みであるためでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1,517万8,000円の増額は、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億2,909万1,000円となります。

第18目・ふるさと応援基金繰入金8,714万5,000円の増額は、ふるさと寄附金（納税）推進事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第5目・財産管理費は1億5,000万円を増額するものでありますが、基金管理事業は、ふるさと寄附金の増加に伴い、ふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

第6目・企画費は8,714万5,000円を増額するものでありますが、ふるさと寄附金（納税）推進事業は、ふるさと寄附金の増加に伴い、返礼品等に要する経費が増加したことによるものでございます。

9ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は2億2,943万5,000円を増額するものでありますが、地域生活応援商品券事業（補正分）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を強く受けている町内の生活者等の負担軽減を目的とし、国からの交付金を活用して実施するものでございます。

内容は、町内の全世帯に対し、1世帯当たり2万円、1人当たり5,000円の支援を商品券により行うものでございます。1月1日時点で7,520世帯、1万3,407人を予定しており、それに伴い、封筒等の消耗品、郵送代、商品券発送等事業委託料や事業実施にご協力いただきみえ熊野古道商工会への事務費を含む事業補助金を予算計上するものでございます。

以上で、議案第3号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

7ページです。

衆議院議員の総選挙ということで、今日告示されまして短期間で、職員の皆様も大変だということも聞いておりますが、まだ、投票用紙も届いていない状況です。

その中で、会計年度任用職員の報酬が、217万9,000円上がっております。この内容を詳し

く、選挙期間の期日前投票とか、そういうことに当たっていただく方なのかなという思いですが、詳しい説明と、あと、消耗品100万円ですけれども、それらの詳しい説明をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

それでは、近澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の報酬でございますが、1,191万円を計上させていただいております。その内訳といたしまして、期日前投票事務の会計年度任用職員さんの報酬といたしまして88万4,000円、選挙準備の作業の報酬といたしまして30万7,000円を計上させていただいております。

先ほどちょっと補正額のほうの言い間違いがございまして、補正額が119万1,000円でございます。

消耗品費の100万円でございますが、今回は計上までに期間がなくて、概算で100万円という形で予算のほうは計上させていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

会計年度任用職員さんは、何人ぐらいかということもお聞きしたんですけれども、その期間は、期日前投票等ほか事務ということだったんですけれども、そのところをお答え願いたいと思います。

急なことで、募集も大変だったと思います。

そして、消耗品について概算でという説明だけなんですけれども、どのようなものを含んでいるのか想像がつかないので、これも詳しく説明をお願いしたいと思います。答弁漏れになるのか、ちょっと微妙なところなんですけれども、よろしくお願いします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

答弁漏れがございまして申し訳ございませんでした。

会計年度任用職員の人数につきましては、16名を予定してございます。

消耗品につきましては、選挙に様々な消耗品等が必要になってまいりますので、必要なものは購入させていただいて、無駄なものは購入いたしませんので、申し訳ございませんが、そういった形の答弁とさせていただきます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

分かりました。

本当に急で、皆さん土日も出ていただいて、大変な中で準備していただいておりますというのは聞いておりますけれども、町民の皆様も、何を根拠に投票に行ったらいいのかなど。そういう資料も、以前は全部の所に届いていたんですけれども、前回の参議院選挙なども新聞折り込みで、消耗品の所に入るのかどうか。全体に係る部分も、費用の中で聞くしかないのでお聞きします。

今、新聞折り込みにしても、それが印刷されているのか、間に合っているのかどうか。投票用紙もいつ頃届くのか。ちょっとここで分かれば、お願いしたいと思います。

そして、新聞折り込みにした場合、今、新聞を取っている方も半数ぐらいしかいないですね。そうすると、なかなか選挙に行くのに判断する資料も、公には届かないような状況が続いておりますが、これについて、今回、忙しい中で余計に大変だと思うんですけれども、どのように改善されるのか、新聞折り込みだけにするのか、いろいろな方法があると思うんですけれども。有権者も短期間で情報がなく困っておりますので、その辺はどう考えての予算なのかどうか。

そして、これで全部ではないんですね。取りあえず選挙に関して要る部分だけなのかなと思うんですけれども、そこのところをお答え願います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

選挙公報につきましては、納品日がまだ未定でございまして、周知の仕方につきましては、先ほど近澤議員のほうから質疑いただきました新聞折り込みと、それぞれの本庁と支庁と各郵便局のほうにも備付けをさせていただきまして、町民の皆様選挙公報で周知のほうをさせていただく予定でございます。

あと、投票用紙は、紀北町のほうにはもう届いております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

手を挙げたんですけれども、声が出ていなくて申し訳ない、7番です。

今、近澤議員も聞かれたんですけれども、投票用紙は、町に届いているというところなんですけれども、入場券の発送が遅れるというふうな形で広報されていたんですけれども、それを町民が知り得るというのが、ちょっとネット環境がなかったりすると、聞いていなかったりする方が見えると思います。

それと、最高裁判所の国民審査に関しても、これは期日前で行くと、この国民審査に参加される方に関しての日にちも、それとはまたずれるというようなことだったんですけれども、それも認識しづらいので、今ここでまた答弁いただくと、新聞報道等も載ることもありますので、それも含めて答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

入場券のほうにつきましては、委託業者とはなるべく早くということで調整をさせていただきまして、一応今の段階では、紀北町のほうには本日納品予定でございまして、これから事務局で整理をいたしまして、郵便局に持ち込ませていただいて、郵便局さんのほうで各世帯に入場券の配布をさせていただく予定でございます。早ければ今週中には届く世帯もあろうかと思いますが、最終といたしましては、2月2日までには全世帯に配布をさせていただく予定で、今、準備のほうを進めてございます。

あと、期日前投票の期間でございます。

奥村議員から質疑のほうでお話をいただきました衆議院議員の小選挙区と比例につきましては、明日28日から期日前投票が開始されます。最高裁判所の審査につきましては、2月1日からが期日前の期間となってございまして、今回ずれますという周知のほうも、広報きほくの折り込み等でも、町民の皆様にお知らせをさせていただく予定でございます。

あと、もう一点なんです、入場券がなくても期日前投票が可能ですので、以上

でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

今、最高裁判所の国民審査の日付も含めて、広報きほくへの折り込みも含めてと言われたんですけれども、1日からできますよということですが、広報きほくの配布は、月末から1日になると思うんですけれども、現時点では、もう広報は、入れても届かないと思うんです。それに関して、8日までには届きますけれども、今回、この1日以降しかできませんよということに関しては、ふだんのこれまでの国民審査、この衆議院選挙に伴っての国民審査のときも、ずれはあったということなんでしょうか。ちょっと覚えていなくて、改めてお聞きするんですけれども。今回に限り、ずれているということなのかということと、広報きほくに折り込んだら、2月1日以降にしか届かないということを含めて、答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

ごめんなさい。国民審査のずれにつきましては、私もちょっと正確な答弁が、今できないような状況でございます。今、奥村議員が言われましたように、たしか同日から期日前投票が可能なきもあったかとは思いますが、今回につきましては、衆議院議員が明日28日からで、国民審査が2月1日からというような状況でございます。明確な答弁ができず申し訳ございません。

あと、町民の皆様への周知方法なんですけど、ホームページと町のLINEのほうからも周知のほうをさせていただく予定でございます。

広報きほくにつきましては、最短では月末に、配布していただく各組長さん等に配布をさせていただいて、それから各世帯への配布になってしまいますので、ただいま奥村議員のほうから指摘いただいたような状況で、実際に届くのが2月1日以降になってしまうような状況でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

答弁いただきました。

広報きほくとか町のLINEを使って周知ということなんですけれども、LINEに関しては、ネット環境を維持している方でないと届かないので、当たり前のことだと思うんですけれども、行政放送でも放送されると思うんですけれども、詳しくというか、端的に分かりやすい形で行政放送でも入れていただくということでない、住民皆さんのところに周知されないと思うので。期日前に行ってしまいました、国民審査のほうはまだできません、もう一回行くんですかということになるので、その辺も含めて、行政放送でもしっかりと伝えていただくということも必要ではないかと思いますので、答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

行政放送は、ある程度、言葉の数等が限られてございまして、その中でどれだけの情報が発信できるかというところも含めまして、奥村議員から、今、指摘いただきました事項につきましては検討をさせていただきます。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第2号 汐ノ津呂排水機場建屋建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

先ほど一般競争入札で、1者で100%というお話があって、単独で聞くと、おやつとは思いますが、全体でこういうことになるんだと思うんですが、町民の皆様もテレビを見ておられますので、全体の中でこういうことになったのかというところを説明していただきたいと思います。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

今回、1者で100%の落札率ということでございます。

まず、予定価格につきましては公表しております。それで、事業者のほうが見積りを行った結果、予定価格と同額であれば施工できるというふうに判断して入札されたということだと思います。

昨今、人件費であるとか、物価高騰の影響を受けて、建築資材等が非常に高騰しております。そういった影響があるのかもしれませんが。

町といたしましては、適正な設計、積算を行った結果によるものということでございます。

また、一般競争入札ということでございますけれども、一応候補としては3者ございまして、3者で1者だけが入札いただいたということなんですけれども、それにつきましては、ほかの工事の関係などで、やはりどうしても技術者が配置できないなど、いろいろなご都合があって、結果的に1者になったというふうに思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

皆さん大変な中で、物価高騰で賃金とか資材が上がる中で、こういう状況になってしまったのかなという思いがあります。

そして、今回、今年で終わるということですが、建屋とかいろいろ建てて、騒音対策とか、学校とか町営住宅、また、総合支所も前と後ろで工事が始まるわけなんですけれども、橋のほうは県のほうですけれども、始まっております。

そちらのほうも騒音がかなりあるんですけれども、特に今回また新しく建屋を鉄骨で建てるということでちょっと心配なので、騒音対策をどのように、今回の中にはそれが含まれているのかどうか、どのように考えておられるのか、お聞きします。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

騒音対策につきましては、以前の工事でもやっておりましたように対策を取っていきたいと思っておりますので、その辺は潮南中学校や近隣の住民の方とも相談させていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

6番 原隆伸議員。

6番 原隆伸議員

これは建物だけの件ですけれども、ちょっと分かりにくいところがございますので、ポンプの出口と吸い込みは分かるんですけれども、出口の系統をもう少し詳しくお願いしたいんですが。建物のことなものですから、無理だと言われればそれまでなんですが、よろしくお願いします。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

原議員の質疑に答弁させていただきます。

図面を見ていただきたいのですが、資料3の配置図のほうでございますが、ページ数が6ページになります。

ポンプの所から吐出管というものが出ておりまして、その管を通りまして、吐水槽のほうに出ます。そこから、令和6年度に施工しました整備工事その2の所から、船津川のほうに流れるというような予定となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

ポンプは吸い込みと出口があるんですが、両方の関係が分からないものですから、もう少し詳しくお願いします。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

こちらの6ページの配置図でいきますと、真ん中の左のほうに沈殿池がございまして、こちらのほうからスクリーンを通過して、右手の青で塗っている部分にポンプがあり、こちらのほうから吸い込むことになります。そちらのほうで吸い込んだ水を、吐水槽という上の四角の部分のほうへ排出させていただいて、一番左のほうは船津川のほうになるんですが、こちらのほうはもう施工済みでございますが、ボックスカルバートを通して、一番左の船津川のほうへ放出するような計画となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

配管がちょっと分かりにくいものですから、すみません。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

町長にお尋ねします。

これは100点満点ですね。予算が100点満点です。学校の試験で言ったら100点です。問題を出したら、答えが100点取っているわけ。それで入札オーケー。3者しかなかった。恐ら

くこういうケースは、これから起きてくると思うんです。

町としては、その辺のところを、インターネットか機械か何かで、全部分かるんだと思うんですけれども、幾ら分かって100点満点というのは、ちょっと私は、一般常識上、社会通念上、おかしいと思うんです。町長はその点についてどう思いますか。

それで、1者入札しかなくてもオーケーということは、従来言われていました。それは法律に載っているわけでしょう。そういうことになってくると、その辺の兼ね合いが、独占禁止法にも引っかかってくる可能性も出てきますね。

だから、町長は、この点についてどういうふうに感想を思われたのかどうか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々といしましては、競争性を担保しながら、やはり入札とは行っていかなければいけないと思っております。

そういう中で、今、ランクでいうとAなんですけれども、今、紀北町は少なくなってきました。そういったことがあるもので、一般競争入札をしても、こういう状態がこれからもあり得るのではないかとはい思います。

ただ、100%の元となった設計金額につきましては、我々町も、いろいろなことで精査しましてさせていただいたものでございますので、こういったことも今後あり得るのではないかとはい思います。我々としては、競争性を担保したような入札形式を行っていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第3号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

5番 大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

では、物価高騰対策の支援交付金についてお聞きいたします。

全協ではなくて、臨時議会で決定ということになりますので、ちょっとお聞きしたいんですが、これまで水道基本料金の減免とか、いろいろな対応をしてきました交付金については、今回、2億1,000万円ということですので、様々あれもこれもという施策はできない金額ではあると思います。

この地域生活応援商品券事業は、一番の物価高騰対策になる事業だと思います。どういう協議で、どういう形の考えで、この商品券事業だけにしたのかという説明をお願いしたいと思います。

また、高齢者の多い自治体ですので、デジタルとかそういう感じでの商品券は、本当に難しい状況だと思いますが、今後も含めて、そういう形でのお考えもあるのか。その2点、お聞きします。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

まず、物価高騰対策の商品券に関しましては、補正理由といたしましては、電気・ガス等

のエネルギーや食料品価格等を含む価格高騰に直面している町内の生活者等の負担軽減を目的とした事業として実施することによりまして、地域での消費の下支えを支援し、地域経済の活性化を促すことを目的といたしております。

商品券は、いろいろ金額等も議論させていただいたんですけれども、今回の世帯2万円、あと、個人に対する5,000円、交付金等の金額もございますので、そういった点と町のほうで財政状況も踏まえさせていただきまして、今回の金額ということにさせていただいております。

あと、デジタルでの交付などそういったことに関しては、今回、まだ検討はいたしておりません。商品券での交付というふうなことで、進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

入江康仁議長

大西議員。

5番 大西瑞香議員

この配布の時期、使用期間、その点についてお聞きをします。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えさせていただきます。

配布の時期につきましては、今後、商工会との調整もございますので、現段階では具体的な日付までは明言できませんが、町といたしましては、住民の方に一刻も早く行き渡るように、今後も商工会と連携を密に取って進めていきたいと思っております。

あと、使用期間に関しましては、前回令和6年に商品券第2弾をさせていただいたんですけれども、今のところですが、そのときと同様に12月の末ぐらいまでの使用というふうなことを考えてございます。

以上でございます。

入江康仁議長

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、商品券の配布事業について質疑させていただきます。

まず最初に、この件に関しては、今、内容は説明を受けて、我々これで議決するんですけ

れども、1月22日の新聞に1社だけですけれども、事前に詳細について報道されていて、今回、僕は、初めてこういう内容を聞かせてもらって議決するんですけれども、これはちょっと問題があるのではないかと、議会軽視ではないかと思うんですけれども、これに対して町長の答弁を求めたいと思います。

また、あと何点かあるんですけれども、消耗品費の金額ですよ、28万円。これは商品券の印刷代なのか。3点目は、次の通信運搬費446万円、これは郵送代のみなのか。

あと、事業委託料66万円、これは先ほど説明がありました商工会に委託業務。これも新聞では載ったんですけれども、発送業務を委託すると載っていたんですけれども、これは発送業務のみの委託代として66万円出ていたのか。まずこれについての町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことについてはご指摘をいただきまして、新聞を見たときに、議運の翌日だったかな。それで私は、議運のほうで話が出たのかなというところで、何気なく新聞を読んでおりました。

そういうところでご指摘があつて、これはそうではないということでございまして、私どもの情報の管理の仕方、それから、報告体制の不備によりまして、一時報道記事が先行して掲載する形となってしまいました。

我々といしましては、これからも情報の取扱いについては、厳格に課して、議員の皆様には真っ先にお知らせできるような体制を取っていきたいと思いますので、この件につきましては心よりおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

平野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、消耗品費28万円に関しましては、役場内の消耗品費となりまして、封筒代とか宛名の印刷ラベル、あと、通知に対する印刷代等の消耗品となります。

それから、通信運搬費に関しましては、議員指摘のとおり、商品券の発送用代金、ゆうパックの料金と電話料金、それから出来上がった商品券を郵便局のほうへ運搬する運搬費の料金になります。

あと、事業委託料に關しましての内容なんですけれども、これは郵便局のほうへ委託する
内容となりまして、今回、封筒へ封入する作業、封入される通知文、使える事業者の一覧表
のチラシ、それから商品券の封入作業、データひもづけ、封筒への宛名貼りつけ、そういっ
たものを郵便局へ委託するための66万円でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

14番 平野隆久議員

これは答弁漏れ。

入江康仁議長

はい、どうぞ。立って、答弁漏れどうぞ。

14番 平野隆久議員

もう一点質疑しているんですけれども。

発送業務のみの委託かと。これは先ほど商工会に委託すると、発送業務が載っていました
ので、これについてはこの66万円ですかということを聞きました。これは郵便局という訂正
がありましたので、では、発送業務を商工会、どこまでのことを商工会に委託しているのか
については答弁漏れですので、再度それを求めます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

この通信運搬費のほうなんですけれども、発送に關しましては、郵便局のほうにお願いさ
せていただきますので、ゆうパックの料金となつてございます。大部分がゆうパックの料金
でございます。それ以外ですけれども、電話料金とか、郵便局のほうへできた商品券を運搬
するための運搬費が含まれています。

この通信運搬費の大部分は、先ほど言いましたようにゆうパックの料金となつてございま
す。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

2回目なんですけれども。

入江康仁議長

いいです。答弁漏れで結構です。

14番 平野隆久議員

ちょっと質疑と答弁がかみ合っていないんですけれども、再度、先ほどの質疑をしますけれども、僕は、通信運搬費の内容はどうですかということを聞きました。それは答弁で、郵送でほとんどはゆうパック代ですよというのは聞きました。

あと、僕が聞いたのは、事業委託料66万円は、新聞報道で発送業務を商工会に委託していると書いてありましたので、この66万円は商工会に委託しているんですかという質疑をしました。

そうしたら、答弁で、これは郵便局の委託代ですという話でした。僕は商工会の委託代ですかと聞いたので、商工会に対しての、委託代というのはどうなっているんですかということ、今、答弁漏れですということで言いました。通信運搬費の内容を聞いているわけではないので、その辺かみ合っていないので、再度答弁を求めます。

入江康仁議長

そのところ、分かっていますか。

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

すみません、答弁漏れで申し訳ございません。

商工会に対する委託としましては、最後の事業補助金のところで2億2,403万5,000円、これが商工会のほうに対する委託事業費となっております。

ですので、この事業委託料の66万円に対しましては、郵便局のほうに封入作業としてお願いする委託料を……。

入江康仁議長

ちょっと課長、質疑をきちんと把握しないと答弁にならないから。そこだけ分からなかったら分からないと、きちんと聞いてやってください。

岩見建志商工観光課長

失礼しました。

商工会に対する事業補助金の中に、商工会の事務費といたしまして660万円ございますので、この事業補助金の中に商工会に対する事務費として660万円ございます。

14番 平野隆久議員

では、2問目します。

入江康仁議長

平野議員、今の答弁で、また指摘するところがあったら言ってください。ちょっと答弁がかみ合っていないように思うので、これは回数に入れません。

平野議員。

14番 平野隆久議員

今の説明では、商工会に発送業務を委託するために、金額が事業補助金の中に、2億2,403万5,000円の中に入っていますと。その金額は660万円という答弁があったと思うんですけども、発送業務だけを委託するのに、660万円も委託しているんですか。

（「新聞でしょう」と呼ぶ者あり）

14番 平野隆久議員

新聞では、発送業務のみということだけ書いてありましたので、発送業務を委託するのに、どれだけかかっているのかといたら、660万円と言ったので、これは今までの説明でしたら、通信運搬費とか、全部ほかはかかっている分が入っているので、660万円も発送するだけにかかっているのかという疑問がありましたので。

これが2回目だったら、2回目でいいんですけれども、いいですか。

入江康仁議長

いや、いいです。今のかみ合わないの。

14番 平野隆久議員

僕の聞き漏らしだったら申し訳ないので、660万円かけて発送業務を委託しているんですか。

入江康仁議長

今の質疑に対して、全然かみ合っていないように思いますので、そこを分かるようにちょっと答弁していただきたいと思います。平野議員の質疑に十分答えられるように。

中場副町長。

中場幹副町長

私のほうから、少しだけお答えさせていただきます。

まず、事業委託料66万円につきましては、郵便局へお願いする分でございます、もちろん郵送もございますし、今回は郵便局のほうで、封入とか何かも全部やっていただきます。これを全部含めて66万円ということで、まずございます。

その次の事業補助金 2 億 2,400 万円につきましては、商工会のほうへ補助金として出すものでございます。この中で、商品券が、2 万円のものと 5,000 円のものがありますので、それが大半でございますが、それ以外に商工会の事務費として 660 万円が含まれております。

その 660 万円の内訳でございますが、全部ではないんですけれども、商品券のお金はもちろんありますし、商品券の印刷費、それとポスターとか店舗の表示のチラシ、あとはいろいろな取扱店の募集事務、商品券の換金事務、それと窓口の受付、電話対応、また、それ以外にインターネット関係の手数料、振込手数料、パソコンとかいろいろなものの消耗品も含めて 660 万円という計算になってございます。

以上でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今回、一番最初に新聞報道したということで、これは 1 社のみがしたんですけれども、これが基本的に、根本的な間違いだと思うんです。

先ほど町長は、議会運営委員会で内容が出たのかなと思っていましたと言われていたけれども、町長も、前に議員のときに議会運営委員会に入っていたかと思うんですけれども、議会運営委員会では中身の審査は一切しません。

それにつきましては、僕は委員長をさせてもらっていますけれども、中身のことは言わないでくださいということは毎回宣言していますので、中身の話は一切しておりません。それはご存じだと思うんですけれども。

そのところは、僕らも委員としても、そういうことは一切聞かないということでやっていますので、そこは今後とも、報道関係者には十分気をつけてやっていただきたい。

それで、発送業務を委託したというのも新聞報道での間違いで、やはり事前に中途半端な情報を与えることによって、いろいろな間違いが出てきます。やはり慎重に、特に今回、商品券のことなどにつきましては、町民の方々は物すごく関心を持っていることですので、中途半端な情報が入ることによって、困惑することがありますので、今後とも十分気をつけていただきたいと思います。

内容につきましては、大体理解させていただきました。

できるだけ答弁につきましては、やはりかみ合った答弁を今後ともお願いしたいと思いますので、その点については、質疑に対して答弁される職員の方々にも、今後とも十分注意し

ていただきたいと思います。

最後に、新聞報道などが事前に出ることに対して、再度、町長の答弁をいただきたいと思っています。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変失礼いたしまして、議運の取扱いのほうが厳格にやっただけだということ、我々としても、そのことを頭に入れて、マスコミ等の聞き取りに対しては、しっかりと対応していきたいと、そのように思います。

まずは、議会の皆さんにお示ししてお話しして、そして議決をいただかないと前に進めないものですから、このところが、担当等の意識の甘さが出てきたものではないかなと思っています。

そういった意味では、この臨時会の前にご指摘いただきまして、早速、全課のほうに通知いたしまして、今後、そういったマスコミ対応については、しっかりと行うようにということで、お話しもさせていただきました。

まずは議会の皆さんを第一に、説明等についても正確に伝えていくということだと思しますので、ご理解いただきたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

入江康仁議長

8番、樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

議事進行に当たるのか分からないですけれども、今回の平野議員の質疑に対する、今の議会軽視に対する議長のお考えを、コメントをよかつたらいただきたいと。

というのは、何でかということ、事務局から発信しているのであれば、議長の責任範囲でもあるように私は思うところがありますので。もしそうであればですよ。

でも、違うのであれば、どこから出たかということを、犯人捜しするつもりはありませんが、その辺の議運にしても、私も議運のメンバーで、先ほどの気持ちから言えば、内容に関して質疑は一切できないんですね。

だから、その知るところが、新聞報道から知るというのは、寂しいというつもりはないですけれども、その辺に対しての管理も含めて、議長のコメントをよければいただきたい、そういうふうにあります。

入江康仁議長

新聞報道が先に出たということは、内容は別として、そういう仕組みは議会軽視に当たると思います。だから、強く執行部のほうにも伝えたいと思います。

今、厳格に、報道が先で、議会が後というのは、これはあり得ないことですので、それをもう率直に議会軽視と私は認識しております。それは執行部とも今後ともしっかり詰めて、規律を元に戻して、しっかり議会運営をやっていきたいと思っております。

どうぞ。

8番 樋口泰生議員

結局、何かといいますと、決定していないことを報道されて、さもそのように町民の皆さんが信じ込んでしまうと、議会がやりにくいというよりも、本当の審議ができなくなってしまうので、その点、いい答弁をいただきましてありがとうございました。

入江康仁議長

分かりました。それでは、そのように。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

これは、商品券でやるということで、いろいろあると思うんですけども、何で現金でしなかったんですか。

前の12月ですか。中学校以下かな、あれはプッシュ型と申請型で、現金でやりましたね。何で現金でやらなかったんですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もちろん、いろいろな各市町村もそうなんですけれども、できる限り地元への経済の波及ということがございますので、地域の商品券ということでさせていただいております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

それは、町長、今までもあったけれども、商品券によって経済の波及効果があったか、現金であったかどうか、今まで検証していないでしょう。1人当たり現金を10万円もらったときもある。経済波及効果で云々するんだったら、僕は現金のほうがいいと思います。

極端に言ったら、2万円もらって、夫婦だったら3万円もらって、その商品券を、それは現金欲しい人は売る場合があります。例えば、現金欲しい人だったら、2万5,000円とか3万円で。

何で現金でやらなかったか。現金のほうが費用がかからないです。地元の波及効果といっても、そんな2億円やそこらで、波及効果なんてありません、こんなもの。

そういう考えが、いわゆるワイドの考えがなければいけないと思うんですよ。

これを私が言うのは、一番困るのは、受け取った業者です。それを換金に行かないといけない。現金ではないので。その商品券もらって、換金に行かないといけない。特に海山区の場合は、一時は3階まで上がっておった。

（「前もありましたね、それは」と呼ぶ者あり）

10番 瀧本攻議員

ちょっとこちらを向いて聞いてください。

（「聞いてますよ」と呼ぶ者あり）

10番 瀧本攻議員

聞いてますよって、そういうもうちょっと真剣味を帯びた、絵を見て聞いていてもらわないと困る。

僕は、現金でやるべきだと思う。そのほうがすっきりしていると思う。

この前のときは、町職員の子どものものはプッシュ型でやった。あれは早かった。これだったら、恐らくちまたのうわさで、配られるのは5月までかかると。その辺はどうですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この議論は、以前、一番最初の頃に議論させていただいたと思います。現金で配れば、それぞれ使い道もあろうかと思いますが、町外へお金が逃げていく部分もあるのではないかと。

そして、商工会等も要望していただいて、地元で使うような商品券でというようなことでございますので、議員のご意見は意見としてお聞きさせていただきますが、今回はこれでお認めいただきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

ほかに質疑。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

物価高で苦しんでいる町民の皆様の少しでもほっとする部分という目的で、今回、国のほうから出たんだと思いますけれども。

歳入の所です。これでこの交付金は、全部終了なのか、全て使い切るのか、まだ来年度の予算の中で使うような部分も残しているのかどうかを、1点お聞きしますのと、商品券というところで思っていて、銀行振込にしたら、ちゃんと使えるという思いもあります。

そして、商品券ということで、例えば商品券というと、お店、スーパーというイメージがあるんですけども、事業をやっておられる方は、タクシーとか、公の「えがお」もありますし、タクシー関係もありますけれども、そういうところにも商品券が使えるのか。

年金生活の方が、今一番生活に困っておられて、特に介護を受けておられる方たちが困っておられると思うので、事業者は事業者だと思うんです、行政も含めて。そういうところにも使える商品券かどうかお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは商工会のほうで、そういう商品券が使えるお店を募集していただきます。

ですから、この事業をしっかり受け止めたい商店については、もう食堂とかレストラン、そういったものも含めて、申し込んでいただければよろしいのではないかと考えております。

また、予算については、今、少しわざと残しております。まだ今の段階では言えませんが、当初予算のほうでお示しいたしたいと、そのように思います。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

今回も商品券という形で出されているわけなんですけれども、この話が出たのは、去年の米騒動のときからの流れだと思うんですけれども、当時はお米券を配ろうというところから始まったような流れの予算だというふうに認識しているんですけれども。

うちの町は、この商品券という形が、かなりずっと続いているというか、そのほかに何か変わったものというのと、水道料金の基本料金の免除とかが考えられてやってみえるんですけれども、今回も商品券でいこうというふうに考えられた経緯というか、ほかにもし商品券で

はなかったら、こういうことでも経済効果は上がるのではないかというか、生活困窮している方にプラスになるのではないかというふうに考えられたこともほかにあるのであれば、それも含めて、この商品券に今回も至った経緯というものをお示しいただければと思います。よろしくをお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは国のほうは、お米券とかそういうところからスタートしたのかも分かりませんが、結局、交付金の名前が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という正式名称でございます。そういう中では、物価高騰に対する町民の皆さんが、直接対応できるのがこの商品券事業ではないかと私どもは考えさせていただきました。

もちろん、水道料金とか、以前もさせていただいたような考え方もあったんですが、今回の場合は、こういった商品券事業に使って、少しでも物価対応に対して、町民の皆さんに使っていただくのが一番いいのではないかと思います。

それと、以前も使わせていただいているんですが、一部残したのは、当初予算に使わせていただきたいということで、今、検討しておりますが、それを今の臨時会でお話しするわけにはいきませんので、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

理解はしているんですけども、この商品券で住民の方はいろいろな買い物ができて、ふだん買えないものであったり、いろいろそういうことに使えるというところはあると思うんです。

商品券でいきましょうというふうに決定するに至ったときまでの経緯で、町長部局、町長、理事者で決めていったのか。課でいろいろ企画課とか商工観光課含めて、いろいろな案を出した上で、商品券に至ったのか。そういうことがあったのか。各課でいろいろなアイデアもあったのか。それも含めてお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前もこういう交付金事業のところで、各課から募集もしました。こういうものに使えないか、学校教育、子育て、そういったものはないかということで募集もさせていただきました。今回もいろいろとお話を各課からも聞かせていただいて、直接的にこういった物価高騰に対応できるということで、全額ではないですが、させていただきました。

そして、一部残した部分は、当初予算のほうでお示しさせていただきたいという考えでございますので、そういうことから考えると、各課全部意見をいただいて、この交付金でやりたいかとか、そういうのも含めてさせていただきました。

それには一番直接的には、水道料金でしたら減免してしまえば終わりなので、そういうものは以前の交付金のときにもさせていただきましたが、今回は一本のほうに集中させていただきました。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

分かりました。

当初予算の一部残っている予算に期待したいと思います。

以上です。

入江康仁議長

答弁いいですね。

ほかに質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これで令和8年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

(午前 10時 52分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 8 年 3 月 13 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 脇 昭博

紀北町議会議員 宮地 忍